

宮城県中小企業等再起支援事業補助金交付規程

（趣旨）

第1 みやぎおうえんコンソーシアム（以下「補助金事務局」という。）は、宮城県中小企業等再起支援事業運営事業費補助金交付要綱第1に定める趣旨に基づき、新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大によって業況が悪化し、事業活動に支障をきたしている中小企業・小規模事業者（中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項で規定する中小企業者をいう。以下「中小企業等」という。）等の早期の再起を図ることを目的として、中小企業等の販路拡大、生産性向上及び感染防止対策に要する経費について、宮城県中小企業等再起支援事業運営事業費補助金交付要綱第8の規定により宮城県から交付を受けた補助金の範囲内において宮城県中小企業等再起支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この規程の定めるところによる。

（交付対象等）

- 第2 補助対象者、補助要件、補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表1のとおりとする。
- 2 補助金事務局は、令和4年4月1日以降に発注、購入、契約等した事業について、補助金の対象とすることができる。
- 3 補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

- 第3 補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は補助金事務局が別に定める日とする。
- 2 前項の補助金交付申請書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額として控除できる部分との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。
- 3 補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画書（様式第1号の2）
 - (2) 収支予算書（様式第1号の3）
 - (3) 売上高等が30パーセント以上減少していることの報告書（様式第1号の4）
 - (4) 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号の5）

- (5) 役員等に関する事項（様式第 1 号の 6）
- (6) 補助金の対象経費として取得する物品等の金額がわかる見積書等の写し
- (7) 納税証明書（原本）
- (8) 法人にあっては、登記簿謄本、個人にあっては、住民票抄本（登記簿謄本及び住民票抄本については、交付申請日から 6 か月前以内に発行のもの）
- (9) 感染防止対策を図る取組を実施する場合は、該当する業種・業態の「業種別ガイドライン」の写し
- (10) 県外に本社・本店、または、住所を有する中小企業・小規模事業者（個人事業主含む）及び県外に主たる事務所を有する特定非営利活動法人である場合には、「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を取得したことを証する通知の写し等
- (11) その他補助金事務局が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する事業者等は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 条）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

5 補助金事務局は、前項に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、宮城県知事を経由して県警本部長宛て照会することができる。

（交付の決定）

第 4 補助金事務局は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 補助金事務局は、前項の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、様式第 2 号により補助金事務局の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更にあつては、この限りでない。

イ 補助事業に要する経費の 10%以内の減少の変更である場合

ロ 補助事業に要する経費の区分相互間の 20%以内の変更である場合

ハ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第 3 号により補助金事務局の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助金事務局に報告し、指示を受けること。
- (4) 補助金事務局は、第 1 号又は第 2 号の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(決定の取消し)

第5 補助金事務局は、補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の他の用途への使用等、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第6 補助金事務局は、補助金の交付の決定を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第7 補助事業者は、第5の規定に基づく取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を補助金事務局に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を補助金事務局に納付しなければならない。

(契約等)

第8 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、補助金事務局に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額 100 万円未満のものを除く）に当たり、宮城県から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、補助金事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 補助金事務局は、補助事業者が前項本文の規定に違反して宮城県からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は補助金事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講ずるものとする。

(実績報告)

第9 補助事業実績報告書の様式は、様式第4号によるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実績書(様式第4号の2)
 - (2) 収支精算書(様式第4号の3)
 - (3) 取得財産等管理台帳(様式第5号)の写し
 - (4) 見積書、契約書、納品書及び領収書等の写し
 - (5) その他補助金事務局が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第10 補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第11 第3第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした者は、第9第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに事務局に報告しなければならない。
- 2 補助金事務局は、前項の規定により報告があった場合には、当該報告に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(取得財産等の管理)

- 第12 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにするとともに、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(処分の制限を受ける財産)

- 第13 処分の制限を受ける財産は、取得財産等であって、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

（処分の制限を受ける期間等）

第 14 処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定めるものにあつてはその期間を準用し、その他のものにあつては 5 年間とする。

2 第 13 に規定する処分を制限された取得財産等について、前項の期間内に処分を行おうとするときは、様式第 7 号により、あらかじめ補助金事務局の承認を得なければならない。

3 補助金事務局は、前項の承認に係る取得財産等を処分することにより収入があるときは、その全部又は一部を納付させることができる。

（産業財産権等に関する報告）

第 15 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権又は商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業期間内に申請若しくは取得した場合又はそれを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、書面により遅滞なく補助金事務局に報告しなければならない。

（収益納付）

第 16 補助金事務局は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じたと認めた時は、補助事業者に対し交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を補助金事務局に納付させることができるものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第 17 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業者関係者の個人情報を含むがこれらに限定されない）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合も含む）も有効とする。

（その他）

第 18 この規程に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 7 月 6 日から施行する。
- 2 補助金事務局は、宮城県中小企業等再起支援事業補助金交付規程（令和 4 年 3 月 28 日施行）第 3 第 1 項に基づく交付の申請について、この規程の第 3 第 1 項に基づく交付の申請があったものとして取り扱うことができるものとする。その場合、この規程の第 2 第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日」とあるのは、「令和 3 年 5 月 8 日（宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議で飲食店における感染症対策認証制度の新設決定後）」とし、別表 1 中「令和 4 年 1 月」とあるのは、「令和 3 年 1 月」とする。

別表 1

補助対象者	補助要件	補助対象事業			補助対象経費	補助率	補助限度額
		内 容	区 分	事 業 例			
(1) 県内に本社・本店、または、住所を有する中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む） (2) 県内に主たる事務所を有し、一定の要件を満たす特定非営利活動法人 (3) 県外に本社・本店、または、住所を有する中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）及び県外に主たる事務所を有し、一定の要件を満たす特定非営利活動法人であって県内で営業する飲食店で「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証を取得した者 ※1 (1) 及び (3) の中小企業・小規模事業者は中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項で規定する中小企業者をいう。 ※2 (2) 及び (3) の特定非営利活動法人が対象となる場合の要件 ①法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。 ②中小企業支援法第2条第1項で規定される中小企業者のうち、第2号の2「サービス業」の常時使用する従業員の基準以下（100人以下）の法人であること。 ③認定特定非営利活動法人でないこと。	・新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月以降申請日の前月までのいずれか1か月間の売上高が、平成31年から令和3年同月比で30%以上減少していること。 ・新型コロナウイルス感染症の影響から再起を図るための販路開拓・生産性向上等の経営計画を策定していること。 ・令和4年3月31日までに創業していること。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって業況が悪化し、事業活動に支障をきたしている中小企業・小規模事業者が、早期の再起を図るために取り組む販路開拓・生産性向上及び感染防止対策等の新たな取組に関する事業	販路開拓や生産性向上を図る取組	・新たな販促用PR費、販促用チラシ作成費 ・インターネット販売の強化費 ・Wi-Fi設備やキャッシュレス機器導入 ・新商品開発のための機械購入費 ・販路開拓・生産性向上を目的とする店舗リニューアルに係る改装費（単なる修繕、自社施工の場合の原材料費等は除く）等	①広報費 ②展示会等出展費 ③開発費 ④機械装置等費 ⑤外注費 等 ※通常の事業活動のなかで、既に実施している取組は除く。	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内	上限1,000千円 下限 300千円
		感染防止対策を図る取組		・啓発用ポスター、チラシの作成費 ・アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーンの購入、施工 ・換気設備（換気扇、空気清浄機等で施工を伴うもの）購入、施工 ・サーモカメラの購入、施工 ・感染防止対策を目的とする店舗リニューアルに係る改装費（単なる修繕、自社施工の場合の原材料費等は除く）等 ※申請者の業種・業態に該当する「業種別ガイドライン」の遵守徹底に資する取組に限る。			

※ 人件費、家賃、運転資金、公租公課、飲食・接待費、消耗品費、その他経常的な経費、支出証拠書類により支払ったことを明確に示せない経費、その他本補助事業に直接関わらない経費や公金の使途として社会通念上適切でない経費等は補助対象外とする。